

印鑑レス特約変更一覧

項目	変更前	変更後
1. 特約の適用範囲 (1) ③	—	複数の本人確認資料の提示、生体情報との照合その他の当行所定の方法をもって正当な取引であることを確認する方法（以下、「特殊な認証」といいます。）
1. 特約の適用範囲 (3) ③	当行の店頭に設置されたタブレットを利用して行う当行所定の取引、届け出等	当行の店頭に設置されたタブレットを利用して行う取引・届け出等、およびその他の当行所定の取引等
2. 印鑑レス取引の方法 (5)	—	特殊な認証は、機器の故障その他の理由によりキャッシュカードを所定の機器に読み取らせることができず、かつ、当行がやむを得ないと認める場合に限り、用いることができるものとします。当行が特に認める場合を除き、特殊な認証により印鑑レス取引を用いることができません。